

再考 神戸市大田町出土刻書円面硯について

森内秀造

はじめに

大田町遺跡は神戸市須磨区に所在する飛鳥時代から平安時代にかけての遺跡で、神戸市教育委員会や兵庫県教育委員会によって平成3年から数次の発掘調査が行われている。このうち、兵庫県教育委員会が実施した神戸大田郵便局の庁舎建設に伴う第3次発掘調査で、脚台側面に刻書のある円面硯の残片が出土し、平成6年度刊行の『大田町遺跡発掘調査報告書』⁽¹⁾にその内容を報告した。

刻書文字は縦書き1行に2文字ないしは3文字単位で5行残存し、左から右方向に刻書されたものと判断して、「荒田郡中富里荒田直□」と判読した。古代から近代に至るまで書き文字は右縦書きが基本であるが、「郡名」の後に「里名」が続き、その後ろに人物名が続くという表記はきわめて自然な流れであり、左からの行取りについては、報告書作成時には特に問題視はしていなかった。

こうした中で、兵庫県教育委員会は当該史料に初見の郡名が記されているとして、平成13年度兵庫県指定文化財の候補にあげ、指定の事前条件として、兵庫県文化財審議委員から未判読文字の解明および既判読文字の再確認を含め、書字方向の問題の整理の指示を受けた。その指示を受けて、文字資料に造詣の深い学識者に遺物を実見していただき、左からの行取りの事例の紹介も含め、報告書作成時には解読できなかった文字の判読をいただくなど貴重な教示を得た。筆者らはこれらの教示内容をまとめたレポートを審議委員会に提出し、審議委員会での審議を経て平成13年度兵庫県指定文化財に指定された。指定理由および補正された新釈文は『平成13年度指定兵庫県文化財調査報告書』に記載されており⁽²⁾、指定にかかる新釈文は「荒田 郡中 富里 荒田マ 直徳□」である。しかしながら、この新釈文については同報告書以外では公表されていない。補正銘文の公表は調査および報告書作成に携わった者としての責務であり、平成13年度以来、その機会を窺っていた。今回、ようやくその機会を得ることができたので、ここでは、新釈文の紹介を行なうとともに、新たに得られた知見をもとに、大田町出土刻書円面硯について検討を加えたいと思う。



写真1 大田町遺跡出土刻書円面硯

第1章 大田町遺跡の概要

大田町遺跡は神戸市須磨区大田町に所在する。発掘調査は神戸市教育委員会や兵庫県教育委員会などによって平成6年度までに5回行われている。

当該刻書円面硯は神戸大田郵便局の庁舎建設に伴い、平成3年（1991）度に兵庫県教育委員会によって実施された第3次調査で発見されたものである。第3次調査区では7世紀から10世紀にかけての掘立柱建物跡群や須恵器の大甕を井戸枠に使った井戸・溝などが検出されたが、旧須磨郵便局時代の建物基礎によって相当数の遺構が破壊されており、当該円面硯も旧須磨郵便局建設時に遺構の一部を掘削した残土層から採取したものであり、遺構に伴って出土したものではない。

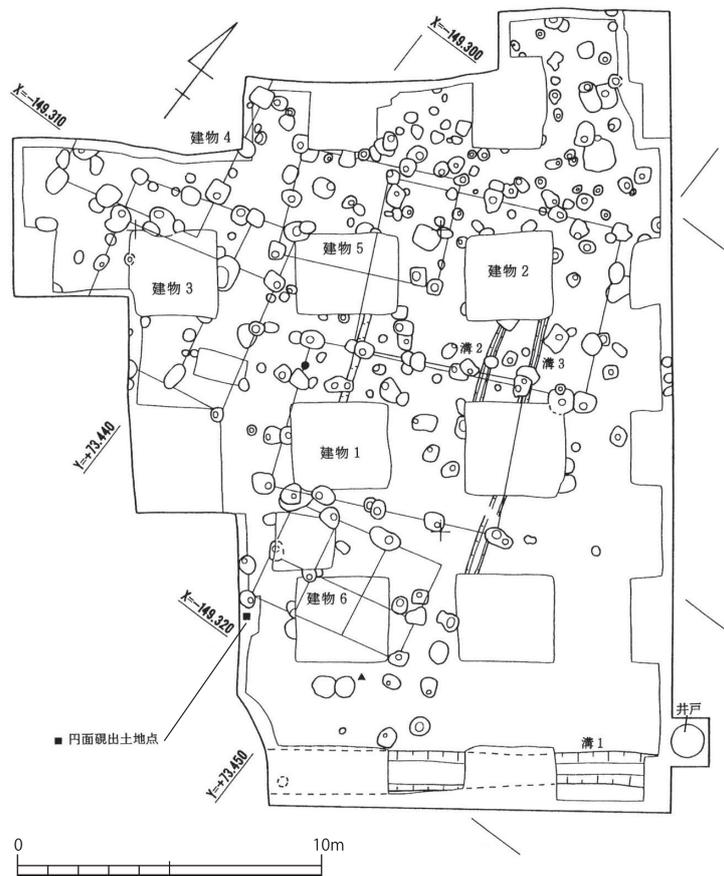
神戸市教育委員会等が発掘調査を実施した各調査区においても、奈良時代から平安時代にかけての掘立柱の建物群が検出されており（第33頁 第2図）、須恵器・土師器・黒色土器のほか、円面硯・緑釉陶器・灰釉陶器・鍛冶関連遺物・鍍金製品などの遺物も出土している。当該遺跡の前を通過する主要地方道神戸明石線は従前から古代山陽道と想定されており、第2次⁽³⁾・第3次・第5次⁽⁴⁾発掘調査において、古代山陽道の側溝と考えられる溝が発見されている（第2図 A、B、C）。以上の状況から大田町遺跡は須磨駅の可能性が指摘されているが、これまでの調査で須磨駅と断定できる遺構配置や遺物は発見されていない⁽⁵⁾。



第1図 大田町遺跡の位置



第2図 大田町遺跡全体図（原図：谷正俊2003年）



第3図 大田町遺跡第3次調査（兵庫県教育委員会）遺構配置図

第2章 円面硯の形態と刻書について

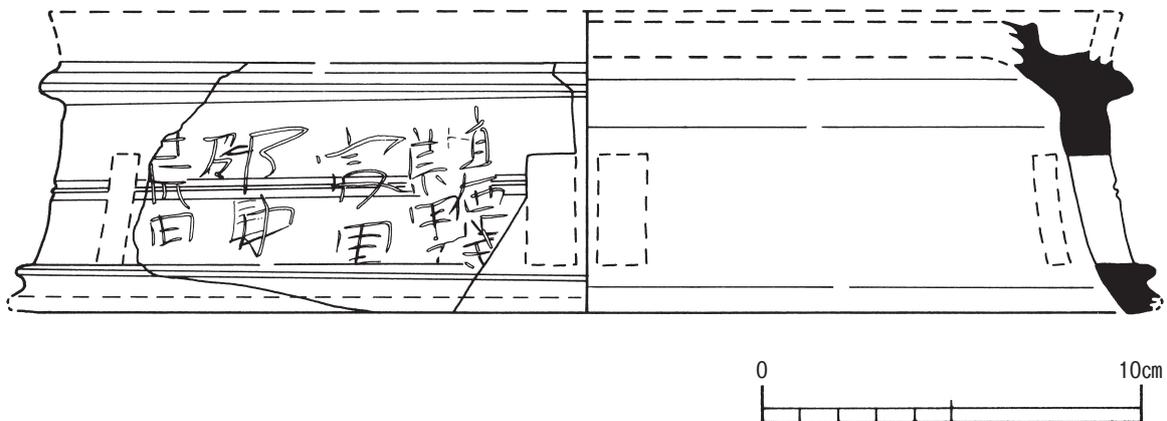
第1節 刻書円面硯の考古学的検討

当該資料は円面硯の脚台部の残片である。残片は5×15cm程度の小破片であることから、径の正確な復元計測は困難で、報告書では脚台末端部の復元径を30.4cmとした実測図を掲載したが、径がもう少し小さく脚台も実測図よりもわずかに内側に傾く可能性もある⁽⁶⁾。いずれにしても直径に対して台脚が低いのが特徴で、楢崎氏のいう古式の硯の形態を示す⁽⁷⁾。

残片右端に幅1.3cm前後、長さ3.0cmと推定される縦長の長方透かしの一部が残存しており、台脚に透かしをもつ透脚硯に分類される。硯面陸部は周縁の内側を幅5mm程度削り取ることによって、周縁をわずかに盛り上がらせている。硯面の外縁は幅0.6cmを測るが、上部は欠損している。脚台部は、外縁真下と脚末端部の上下2段に突帯、その間には2条の沈線が施されている。脚端部はわずかに欠けている。

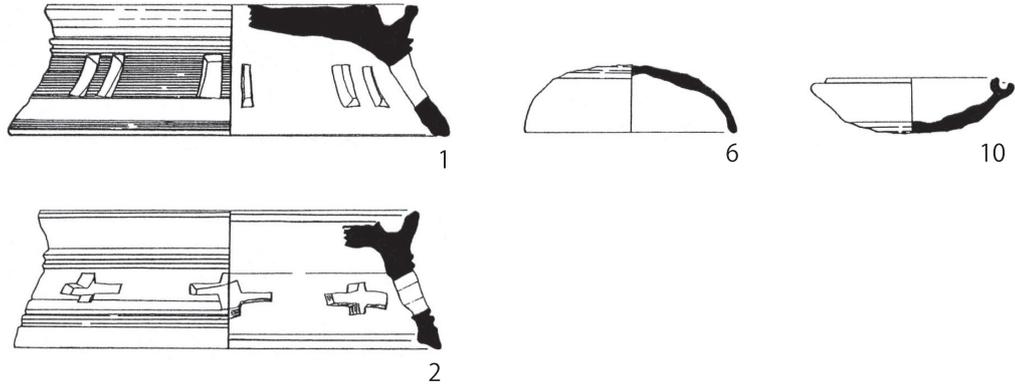
残片左端には透かしそのものは残存せず、その単位も1個単位か2個単位かは不明であるが、硯の復元径と文字面から割り出た透かしの孔数は最高6個または7個である。報告書では1個単位の6方透かしとした実測図を作成した。脚台部側面には、残存幅11.2cmの間に2～3文字を単位とした縦書き5行にわたって、焼成前に刻まれた文字が存在する。刻書の最左端の「荒田」の左横に文字が存在しているかどうかは不明である⁽⁸⁾。

胎土分析結果では、生産地は陶邑窯跡群と推定されている⁽⁹⁾。陶邑窯跡群報告されている円面硯の出土窯としては、T G 64号窯・T G 70号窯など17窯跡があり、総計30点あまりの資料が報告されている。報告されている資料中では同例は認められないが、しいて類例を求めるならば、T G 70号窯出土円面硯No.2（第5図）が挙げられる。T G 70号窯出土No.2は、当該円面硯と比較して、透かしの数は20孔と多く、また脚台部中央の凹線と裾部の突帯がないが、30例余りの中では形態的にもっとも近似し、T G 70号窯では、定型化した杯Bと杯B蓋と内側にかえりを残す杯B蓋も併焼されており、平城宮編年の飛鳥Vおよび平城宮I型式に該当する段階のものと考えられている。当該資料の年代についても、「郡」と「里」の表記から大宝元年（701）～靈龜3年（717）の年代に限定されるので、年代的な齟齬はない。

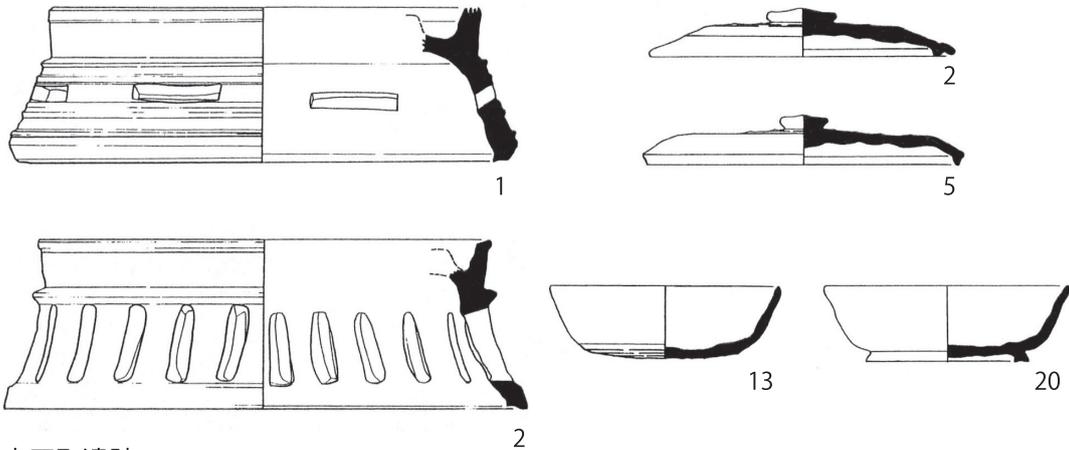


第4図 刻書円面硯実測図（復元）

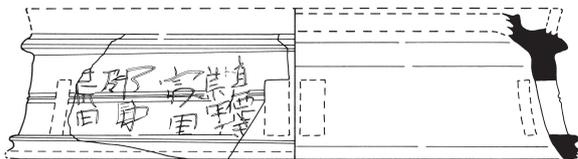
T G64 号窯



T G70 号窯



太田町遺跡



第5図 陶器TG64・TG70出土円面硯と大田町遺跡出土円面硯 S:1/4

第2節 刻書文字の検討

(1) 刻書文字の詳細

刻書は縦書き1行に2文字ないしは3文字単位で5行にわたる。ここでは左からの書字を前提にして、左行の文字から順に検討を行う。

第1行(上)「荒」

左上隅がわずかに欠けている。「くさかんむり」には画数が3画のものと横画が真ん中で切れて4画になる形態のものがあるが、当該の「くさかんむり」は後者のタイプである。「亡」部は「なべぶた」が2本の横画で表現されている。この表現は古代中国に例がある。「川」部は3本のうち、右端は、本来、曲がりバネの形態をとるが、最後のハネがなく、右払いの表現になっている⁽¹²⁾。

第1行(下)「田」

「田」の本来の筆順は縦画→転折(折れ)画→縦画→横画→横画であるが、当該文字の筆順は縦画→

転折画→横画→横画→縦画である。中央の縦画は中心からやや左に寄っており、また、2本の横画はともに左の縦画および右の転折画との間にすきがあいている。

第2行(上)「郡」

偏の「君」部には左側の左払いと右側の転折画の間に短い左払いがある。この短い左払いは転折画の失敗で、幅が狭いなどの理由で右に拡張して転折画を書き直したとみなすこともできる。2本の横画は下にずれ、このうちの下横画は大きく右にはみ出している。「口」部は行書体の書き方である。傍の「おおごと」は上端の平カギの部分が右に大きく飛び出している。

第2行(下)「長^x」・「中」

2文字が重なっている。左側の文字は刻書された後に、なで消され、右側の文字がこの上に刻書されている。字形は不明瞭であり、報告書では「中」の書き損じと判断したが、奈良文化財研究所史料室により「長」と判読された。「中」は「長」の文字を消して、「長」の中央付近より右側に刻書している。

第3行(上)「富」

「うかんむり」は左点に続く平カギが右上がりに刻まれている。うかんむりの下の「口」部が2本の横画で表現されている。最下の「田」部は左の縦画が短く、これに続く転折画は角の部分が丸く、内側にはいる。閉じの横画は省略されている。「田」部中央の横画は転折画を貫いて右斜め下に長く延び、末端は右行の文字「荒」の「川」部の左払いによって切られている。

第3行(下)「里」

上段の「富」の字が大きく書かれことにより、「里」の字画は、中心ラインより下がった位置から書き始められ、下部の字画が脚台部突帯の隆起部に遮られている。このため、2本の横画のうち下側の横画は突帯の隆起部の表面をなでるように浅く引かれている。この下側の横画が足りないという指摘もあったが、その位置が脚台末端部に巡らされた突帯のカーブと重なったために、ヘラの入り方が浅く、成形時のヘラの調整痕と識別しにくくなっているためである。

第4行(上)「荒」

「くさかんむり」は第1字目の「荒」とは異なり、画数が3画形態の「くさかんむり」で、「亡」部は、「なべぶた」が2本の横画で表現されており、文字Aと同じ字形である。「川」部は左端の縦画(左払い)と真ん中の縦画の上端が「亡」部に接し、右端の画は、最後のハネがなく、右払いの表現になっている。

第4行(中)「田」

第1行目下の「田」と同じく縦画→転折画→横画→横画→縦画の筆順となっており、真ん中の縦画が最後に引かれている。転折画は右行の文字「徳」の「にんべん」が被さっている。

第4行(下)「マ」

上に点、その下に平カギ状の刻み、下に点がある。「マ」と判読するには上の点が多く、「戸」の字形としても不明瞭である。このため、報告書作成時には上の点と下の横画を組合わせて「なべぶた」のように見えたので、次行の「直」の書き損じと判断したが、奈良文化財研究所史料室により、「部」の異体字「マ」と判読できるとの見解が示された。

第5行(上)「直」

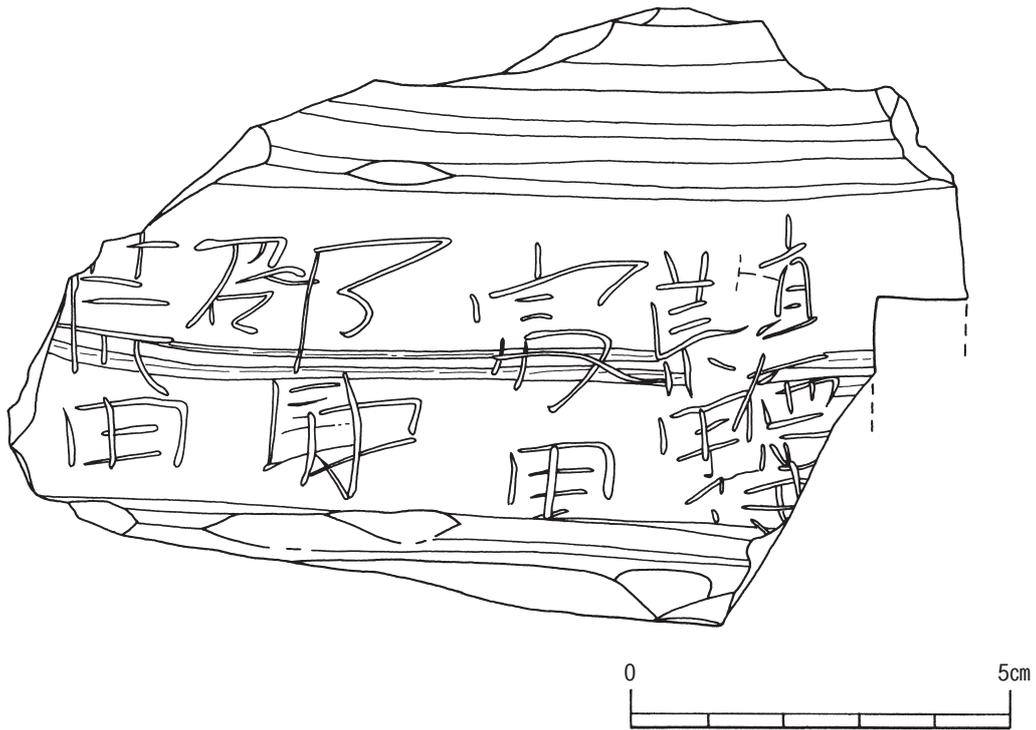
「なべぶた」はやや右上がりに引かれている。「目」部の転折画は角がなく丸く書かれている。2本の横画の下に長短2本の接近した横画がある。

第5行(中) 「徳」

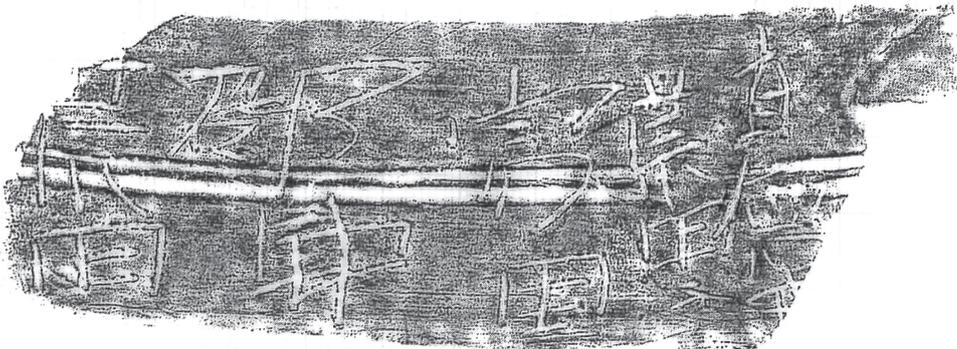
「徳」の文字ではないかという指摘もあったが、報告書作成時には不明文字としていた。奈良文化財研究所史料室で「徳」と判読された。「ぎょうにんべん」が左行の「田」を切っている。

第5行(下) 不明

残存部の字形は「戎」字に似るが、左下の1画が多い。右端が欠けており、判読できない。



第6図 刻書円面硯実測図(俯瞰) S:1/1



第7図 刻書円面硯拓本 S:1/1



大田町遺跡円面硯左側

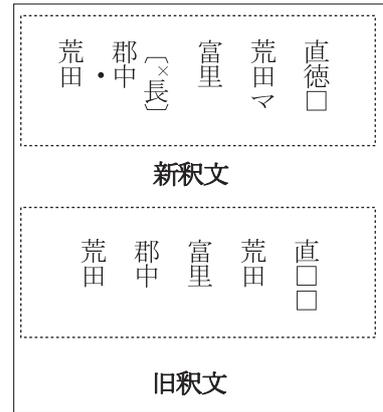


大田町遺跡円面硯右側

写真2 刻書文字詳細

(2) 新釈文

奈良文化財研究所史料室により新たに判読された文字を含めた釈文を下記に示す。報告書の「荒田郡中富里荒田直□□」を旧釈文とし、奈良文化財研究所による「荒田 郡・中〔長[×]〕 富里 荒田マ 直徳□」を新釈文とする。なお、『平成13年度指定兵庫県文化財調査報告書』では〔長[×]〕の文字を省いているが、「長」は「中」の字に訂正される前の原字であり、少なからぬ意味をもつ（第3章第2節参照）ので、新釈文中に含めて記載する。書字方向は左からとし、その根拠は次に述べる。



(3) 左からの行取りの根拠と事例

古代から近代に至るまで書き文字は右からの縦書きが基本であり、右からの判読の可能性はないかとの指摘も受けた。報告書では左からの行取りの根拠を示していなかったため、ここではその根拠を示す。まず、直接的根拠を以下に示す。

- ①第2行目 などで消した〔長〕の字の右半側に、「中」の文字を書き直している。
- ②第3行目 「富」の田部中央の横画末端が第4行目の「荒」の字画によって切られている。
- ③第4行目 「田」の転折画が第5行目の「徳」の字画によって切られている。

以上3つの行において行同士の文字の重なりが認められるが、いずれも左行の文字が右行の文字を切っている。すなわち、第3行目の文字をその右隣の第4行目の文字が切り、さらに第4行目の文字をその右隣の第5行目の文字が切るといった状況は、左から右への刻書の順序を明らかに示している。

続いて状況的証拠を以下に示す。

- ①第3行目までは文字が大きく書かれ1行に2文字の行取りであるのに対して、第4行目以降は文字が小さくなり、1行に3文字の行取りになっている。また、第3行目までは行同士の文字の重なりはないが、第4行目・第5行目では一部の文字が重なりあっている。この状況は第5行目横の透かしの存在によるところが大きく、この透かしまで所定の文言を納めようとした結果と判断される。すなわち、左から書き始め、第3行目を書き終えた時点で、次の透かしまでの残りのスペースを計算した結果であり、前半部はゆとりをもって書き、後半部は余白が少ないことに気がついて、残る文字を小さくして残る余白に押し込めて書いたのであろう。
- ②「郡」と「富」は一見適当な間隔で配置されているように見えるが、これは「おおざと」の平カギが右に大きく流れているからそのように見えるのであって、左の偏(君)に目を向けてみると、右行の「富」の文字からはかなり離れた位置から書かれていることがわかる。「おおざと」が右に大きく流れているにもかかわらず、右行の「富」の文字と重なっていないのは、右に空きスペースがあったからであり、左から書いたことを示す。「郡」の文字はいうまでもなく、左の偏から書くのであるから、もし右行から書いたとすると、偏は「おおざと」の広がりを見越してわざと「富」の文字から大きく離して書かれたことになり、きわめて不自然である。
- ③仮に右からの行取りと釈読すると、「直徳□荒田マ富里郡中〔長[×]〕荒田」となり、全く文意が通らない。この刻書面の右横に前文があったとしても文意は通じない。郡名の後に里名および人名が続くのは自然な流れであり、それを透かしと透かしの間に完結させているのも自然の形である。

以上の通り、文字の考古学的観察結果および文意から左からの行取りを示していることは明らかである。それでは、本例以外の左からの行取り事例の有無はどうであろうか。複数の研究者から紹介を受けた事例をあげておきたい。

まず、中国での事例ではあるが、黒田彰氏の「孝子伝の研究⁽¹³⁾」に紹介されている唐の契必明墓出土「三彩4孝塔式缶」缶体上腹榜題部の4面に陰刻があり、そのすべてが左からの行取りである。

一方、我が国では、森岡隆氏が石上遺跡出土万葉歌木簡(史料⁽¹⁴⁾)および天暦5(951)年の醍醐寺五重塔の初層天井板落書(史料⁽¹⁵⁾)について、左からの読みを指摘されている。これに対して、竹本晃氏は、醍醐寺五重塔例は左行から右行へと移る事例とはならなくもないとしたうえで、石上遺跡出土万葉歌木簡については手習いの素材として、歌の意味を理解せずに仮名文字を写し取ったものであり、最初に右行の「留」以下の文字を書き、次に左行の「阿」以下の文字を書いたものが結果的に繋がり、そのため歌としては左右が入れ代わる状況が生じたのでないかという趣旨のことを述べられ、あくまでも右から書き始めたものと主張されている⁽¹⁶⁾。

上記の通り、左からの行取り事例は本例以外にも存在するが、あくまでも異例である。当該資料がなぜ左からの書字方向であるのか。1つの理由として、ロクロの回転方向が関係しているのではないかという指摘もある。しかし、ロクロは左右どちらの回転も可能である。ロクロの回転が関係するのは成形時の作業であって、刻書時は静止状態となるので、書字方向とロクロ回転方向は無関係である。

一般に縦書きの文章を平面的な紙に筆で書く場合には、支障なく右からの書字が可能である。ところが当該円面硯のように、生乾き段階の製品の曲面にヘラを用いて2文字単位で書字する場合は、文字と文字の間隔あるいは行間が取りづらいつという状況が生じる。現に、透かしと透かしの間の限られた上下幅の中で「里」の文字が下の突帯にかかり、最後の第4行目と第5行目が詰まっており、かつ左傾している。

漢字の書き順は左側の偏から書き始め、横画も左から右に引いて書く。もし、右からの書字の場合、第1行目から左の第2行目に移る時、例えば、「郡」や「徳」のような偏と旁の構成文字は、右側の旁の幅を予測して、左側の偏の位置を決めなくてはならない。しかも曲面であるから、いっそう書き始めの位置決めが難しい。その点、左からの書字の場合、左行から右行に移る時の文字の書き出しの位置決めは比較的容易である。従って、ここでは自身の名前が記した個人所有物であり、しかも円面硯という特殊器物の曲面部へのヘラ書きということで、書きやすさを優先にした異例の左書き資料としてとらえておきたい⁽¹⁷⁾。

史料1 醍醐寺五重塔初層天井板落書

とそたつ

无比能け不利

能た衣ぬお

まれ不し能襦

見无世見数

き見てへば

「君てへば見もせ見ずまれ富士の嶺の絶

えぬ思ひの烟とぞ立つ」

史料2 石神遺跡第十六次調査 木屑層出

土木簡

留之良奈弥_み麻久(刻書)

阿佐奈伎_み尔伎也

原歌「朝風に來寄る白波見まく(欲り吾れ

はずれども風こそ寄せね)」(万葉集卷七一

一三九二)

第3章 刻書内容の検討

第1節 「荒田郡」について

「荒田郡」の遺称地

大田町遺跡が所在する須磨区大田町は旧「八部郡」に属する。「八部郡」の前身として「雄伴郡」が置かれていたことが『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』(史料5)や『撰津国風土記逸文』(史料3)によって知られる。ところが、銘文中の「荒田郡」という郡名は『延喜式』や『和名類聚抄』を始めとする文献史料には、当該の摂津国をはじめ諸国の郡名中にも一切見えない初見の郡名である。遺跡地が古代山陽道付近に立地するということから硯が他の地域からの搬入品の可能性を指摘する意見もあるが、風字硯や転用硯のような平面的な硯であればともかく径30cm近くもある大型品でしかも立体的形状の円



第8図 摂津国(兵庫県域)郡域図

面硯は携行品としての性格を有さない。従って、硯の所有者は在地の有力者であり、「荒田郡」の所在地は当該地以外に考え難い。そこで、当該地での「荒田郡」の所在について手がかりとなる「荒田」の遺称地を求めると、神戸市兵庫区荒田町にたどりつく。この兵庫区荒田町は江戸時代の八部郡荒田村が前身で、湊川以東の現荒田町から中央区楠町にかけての地域を村域としていた⁽¹⁸⁾。『平家物語』の巻第四還御の段に「池中納言(平頼盛)の山庄あらた」(史料6)とあり、「荒田」の名称は平安時代末まで遡ることが明らかである。旧八部郡はこの「荒田町」を含む現神戸市中央区付近までを郡域としており、「荒田」の地名が「荒田郡」の遺称地を示す可能性が高いことを窺わせる。

「荒田郡」が国郡里制施行期の郡名であることはすでに述べた通りである。これに対して「八部郡」の前身の「雄伴郡」の史料上の初見年は『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』にみえる天平19年(747)であり、史料上での初見年からは「荒田郡」が「雄伴郡」の前名であったと推測できる。但し、これは史料上の初見年を前提として「雄伴郡」の旧名が「荒田郡」であったと推測できるのみで、「荒田郡」と「雄伴郡」の関係については一切が不明である。「荒田郡」についての史料が皆無である以上、「雄伴郡」に関する史料上の検討を通して、「荒田郡」と「雄伴郡」の関係についての手がかりを求めてみることにする。

「雄伴郡」と摂津国12郡について

『続日本紀』の天平6年(734)3月条の記述(史料7)により、天平6年段階では摂津国の郡数は12郡⁽¹⁹⁾であったことがわかる。摂津国の郡数は13郡であるから、1郡が未立郡であったことになる。「雄伴郡」の史料上での初見は前述の通り『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』の天平19年であるから、この12郡に「雄伴郡」が含まれていれば、「雄伴郡」の初見年を天平6年まで遡らせることができる。摂津国各郡の史料上での初見年は第1表に示した通りであり、「有馬郡」・「雄伴郡」・「武庫郡」以外の10郡が史料上で天平6年以前の立郡の確認ができる。また、「有馬郡」の初見は880年であるが、『住吉神代紀』などの記載および地理的位置からみて天平6年以前の立郡は確実である⁽²⁰⁾。よって、残る1郡は「雄伴郡」か「武庫郡」となるが、結論を先に言えば、摂津国12郡に含まれているのは「雄伴郡」で、「武庫郡」はこの段階で未立郡であったと考える。以下、その理由を述べる。

「武庫郡」が天平6年段階で立郡していなかった根拠の1つに『行基年譜』天平13年の条の「崐陽布施屋在河邊郡崐陽里」(史料9)の記述をあげる。後に編纂された『和名抄』(史料11~13)の記載では「崐陽郷」は「武庫郡」に属しているが、天平13年段階では「崐陽里(崐陽里)」が「河辺郡」に属していたことになる⁽²¹⁾。もちろん「菟原郡」と「八部郡」のように郡界がたびたび移動している例もあるので、「河辺郡」と「武庫郡」の郡界が移動している可能性もなくはない。しかしながら、第9図をみて明らかなように、武庫郡内の遺跡分布は東と西に分かれ、中心部の武庫川流域にはほとんど遺跡が分布していない。遺跡の分布を見る限り、「菟原郡」に接する西側域と「河辺郡」に接する東側地域に分かれており、武庫郡はもともと一体の地域ではなかったといえる。すなわち、天平13年に「崐陽里(崐陽里)」が「河辺郡」に属していたことは、郡界の移動ではなく、「武庫郡」が立郡していなかったのであり、天平13年から天平19年の間に「武庫郡」は「河辺郡」と「菟原郡」の一部を切り取る形で立郡させたのではないかと考える。

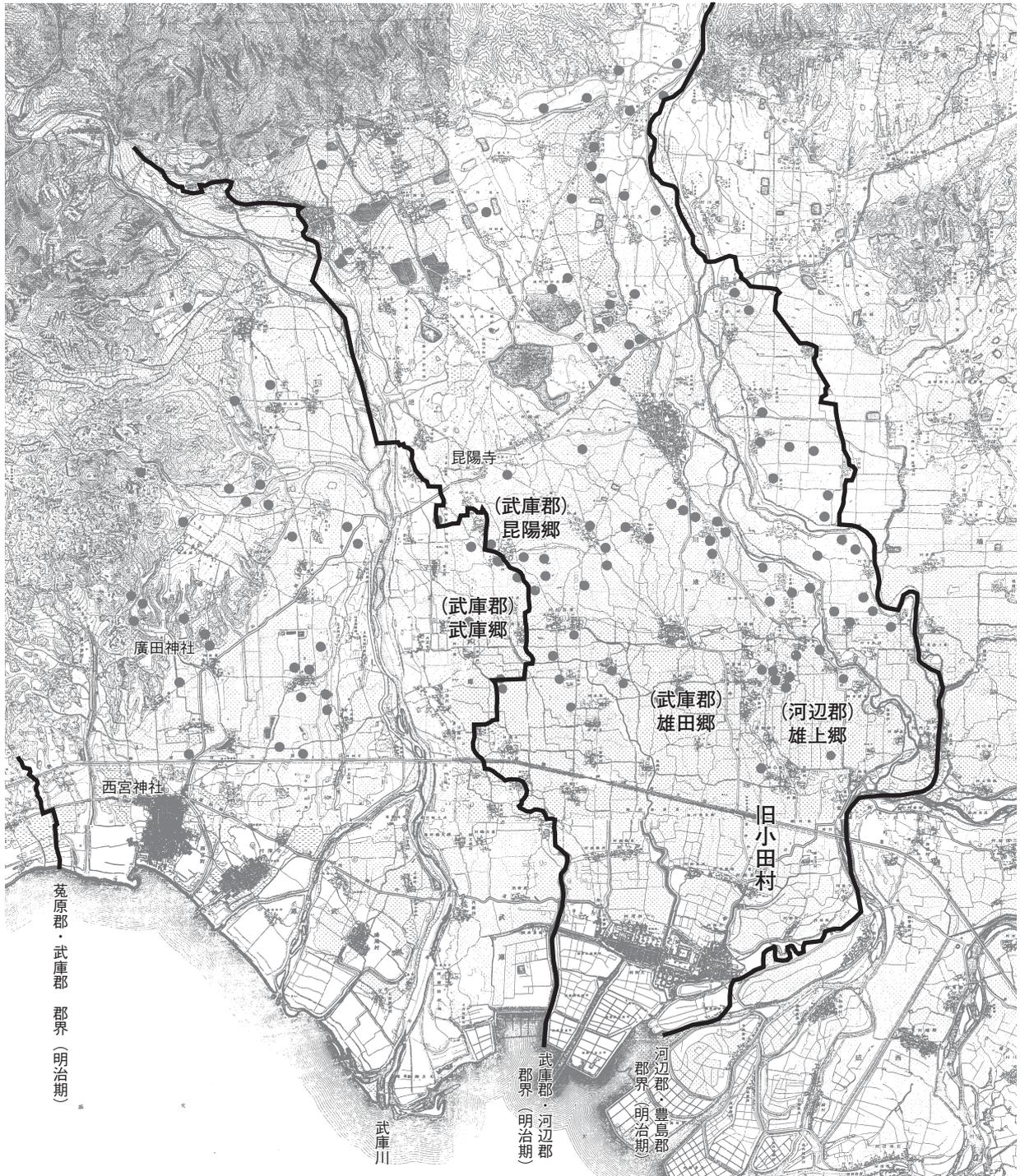
それでは「雄伴郡」はどうか。『住吉大社神代記』の「菟原郡」の割注に「元の名雄伴国」(史料11)とあり、菟原郡の古名が「雄伴国」であったと記述している。もし、「雄伴郡」が天平6年の12郡中に含まれていないと仮定した場合、「菟原郡」が「雄伴郡」に先行して成立し、その後、「菟原郡」から「雄伴郡」が分郡の形で成立したことになる。しかしながら、古来の「雄伴」の名称が郡名に継承されず、後の分郡時

郡名	史料上の初現年		史料名	備考
住吉郡	神亀5年	728	平城宮SD4100	・无位田辺史廣口進統勞錢伍佰文・摂津国/住吉郡 神亀五年九月五日「/勘錦織/○秋庭 Ⅱ」
百濟郡	靈龜元年	715	平城京木簡長屋王邸SD4750	・百濟郡南里車長百濟部若末呂車三転米三上十二斛○/上二石/中十石 Ⅱ・○元年十月十三日○/田辺廣国/八木造意弥万呂 Ⅱ
東生郡 西成郡	天平6年	734	続日本紀	免供奉難波宮東西二郡今年田租調。自余十郡。
島上郡 島下郡	和銅4年	711	続日本紀	摂津国島上郡大原駅。島下郡殖村駅。
豊島郡	和銅4年~靈龜2年	711~716	平城京木簡長屋王邸SD4750	「手嶋口」『住吉大社神代記』
河辺郡 能勢郡	和銅6年	713	続日本紀	「摂津職言。河邊郡玖佐村。山川遠隔。道路峻難。由是。大宝元年始建館舎。雜務公文。一准郡例。請置郡司。許之。今能勢郡是也。」
有馬郡	元慶4年	880	三代実録	『住吉大社神代記』
菟原郡	天平2年	730	行基年譜	『住吉大社神代記』
武庫郡	天平19年	747	法隆寺伽藍縁起并流記資財帳	
雄伴郡	天平19年	747	法隆寺伽藍縁起并流記資財帳	
八部郡	天長9年	832	名古屋市博本和名類聚抄	

第1表 摂津国諸郡の初出年

になって復活する形はいかにも不自然である。また、7世紀後半から8世紀にかけての官衙遺跡の分布は「菟原郡」域より「雄伴郡」域の方が優勢であり、「菟原郡」が「雄伴郡」より先に立郡したとは考え難い。

以上、「武庫郡」の検討結果とも考え合わせて、天平6年の摂津国12郡に「武庫郡」ではなく「雄伴郡」が含まれていると考えられる。「菟原郡」の史料上の初見年が天平2年（730）であるから、天平2年段階では両郡が存立していたと想定でき、「雄伴郡」の存在は天平初年までさかのぼることができる。



第9図 武庫郡周辺の遺跡分布図（明治18年・19年仮製）と関連地名

1. 郡界は明治期の郡界であり、古代の郡界とは異なる。
2. 旧小田村は『和名抄』に見える武庫郡および河辺郡雄上郷（西宮市史）「雄田郷」の地である。「武庫郷」・「雄田郷」・「昆陽郷」は『和名抄』編纂段階では「武庫郡」に属する。郷名の比定は伊丹市史による。
3. ●は弥生時代から奈良時代の遺跡で、平安時代以降の遺跡は除いている。

「雄伴郡」と「菟原郡」について

「雄伴郡」の史料上での初見は天平19年であるが、前項でそれが天平初年まで遡る可能性を示した。また、『住吉大社神代記』での「菟原郡」の古名が「雄伴国」であったことの記述から、「雄伴郡」と「菟原郡」はもともと1つの地域であり、両郡がその成立時から密接なつながりをもっていることは明らかである。

『摂津国風土記逸文』には「雄伴郡」に関する逸文が2つ残されている。その1つが「雄伴郡夢野」の地名由来に関する逸文(史料3)で、「夢野」の古名が「刀我野」であったことが記されている。⁽²³⁾ 夢野の名称は現在の神戸市兵庫区夢野町に残る。しかし、一方で神戸市灘区に都賀川があり、「刀我野(菟餓野)」の遺称地名として残る。従って「刀我野(菟餓野)」は現在の夢野町周辺に限定されるのではなく、現神戸市兵庫区夢野町から灘区の都賀川に至る六甲山麓地域が「刀我野(菟餓野)」と呼ばれていたと考えたほうがよい。このように「刀我野(菟餓野)」の範囲を広げてみると、「菟原郡」の古名が「雄伴国」であったことが理解できる。⁽²⁴⁾

もう1つ「菟原郡」と「雄伴郡」の関係を示す史料として、天平19年(747)の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』がある。この史料には、「雄伴郡宇治郷」と「菟原郡宇治郷」が見える(史料5)。「宇治」の名称は神戸市中央区の現大倉山の東に宇治川として残る。天平13年(741)の『行基年譜』に「大輪



第10図 太田町遺跡と関連地名(明治18年・19年仮製)

田船息在撰津国菟原郡宇治」とあり(史料9)、大輪田の地が「菟原郡宇治郷」に属することから、古湊川を境にして西側が「雄伴郡宇治郷」⁽²⁵⁾、東側が「菟原郡宇治郷」という位置関係になる。本来1つの郷として編成されたはずの宇治郷が2郡に分属しているということは、古湊川を境に「雄伴郡」と「菟原郡」とに郡の分割が行われたということを示している。言い換えれば、「雄伴郡」と「菟原郡」はもともと1つの郡であったことを示す⁽²⁶⁾。雄伴郡域は後に八部郡域となるが、これまで「八部郡」の成立は弘仁14年(823)の淳和天皇の即位にあたって大伴宿禰が淳和天皇の諱「大伴」を避けて伴宿禰と改めたのに伴い、「雄伴郡」もこれにならって「八部郡」に改名したとする邨岡良弼説⁽²⁷⁾が有力であった。ところが、1992年に刊行された『名古屋市博本和名類聚抄』記載の「八部郡」の「天長九年割菟原郡為」の割注により(史料13)、天長9年(832)に「菟原郡」からの分郡により成立したことが明らかになった。

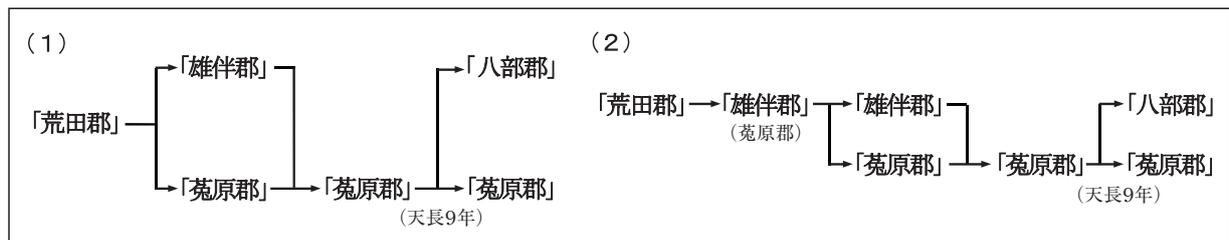
「荒田郡」から「雄伴郡」・「菟原郡」・「八部郡」への変遷過程について

以上、「雄伴郡」・菟原郡に関する史料の検討を行ってきたが、ここではこれらの史料をもとに「荒田郡」・「雄伴郡」・「菟原郡」・「八部郡」の変遷について整理してみたい。

「荒田郡」は国郡里制施行期の郡名であり、当該地域における最初の郡名と考えてよい。荒田郡の郡域については、明確に示すものはないが、すでに述べてきたように、「雄伴郡」と「菟原郡」は一体の地で、旧名は「雄伴国」である。従って「荒田郡」の前名は「雄伴国」ということになる。但し、そうであるならば、なぜ、「雄伴」の名称ではなく「荒田」の郡名を冠したのか。また、「荒田」の郡名は何に由来するのか。これについては現時点で明確な答を出すのは難しい。

「荒田郡」から「雄伴郡」と「菟原郡」への設置については、(1)「荒田郡」から「雄伴郡」と「菟原郡」が直接分割されたとする考え、(2)「荒田郡」から「雄伴郡」と「菟原郡」のいずれかに郡名が改称され、その後、2郡に分割されたとする考えの2通りが考えられる。まず、(2)の考えのうち「雄伴郡」から「菟原郡」が分割されたとすると、『住吉大社神代記』に見える「菟原郡」の割注の記述は「元名雄伴国」ではなく、「元名雄伴郡」あるいは「割雄伴郡為」と記述するのではないかと考える。また、「菟原郡」から「雄伴郡」が分割されたとする想定についてはすでに前項で否定したところである。従って、筆者は今のところ、「荒田郡」から「雄伴郡」と「菟原郡」が直接分割された可能性が高いと考えている。和銅から養老年間にかけて郡の分割および新郡の設置が盛んに行われていたという事実は先学の研究成果で示されている通りである。恐らくはこの間に「荒田郡」の分割が行われ、「雄伴国」のうち、古湊川より以西の地に「雄伴郡」、以東の地に「菟原郡」を置いたと考える。古湊川より以西の地に「雄伴」の名称を冠したのは「雄伴国」の中心であったからだと思われる⁽²⁸⁾。

「八部郡」は天長9年に「菟原郡」からの分割により成立したことが『名古屋市博本和名類聚抄』から判明したが、このことは、荒田郡から分割された「雄伴郡」と「菟原郡」が天平19年から天長9年の間に再び統合され、郡名は「菟原郡」が継承されたことを示す。



史料3 摂津国風土記

摂津国風土記曰 雄伴郡有夢野一 父老相傳云 昔者 刀我野有牡鹿 其嫡牝鹿 居此野 其妾牝鹿 居淡路野嶋 彼牡鹿 屢野嶋 與妾相愛无 比既而牡鹿 來宿嫡所 明旦 牡鹿語其嫡云 今夜夢 吾背雪零於前見支 又曰須々紀 草生多利見支 此夢何祥 其嫡 惡夫復向妾所 乃詐相之曰 背上生草者 矢射背上之祥 又雪零者 白鹽塗穴之祥 汝渡淡路野嶋者 必遇船人 射死海中 謹勿復往 其牡鹿 不勝感戀 復渡野嶋 海中遇逢行船 終爲射死 故名此野曰夢野 俗説云 刀我野留立留眞牡鹿得夢相 乃麻留

摂津国風土記曰 雄伴郡 波比具利岡 此岡西 有歌垣山 昔者 男女集登此上 常爲歌垣 因以爲名

摂津国風土記云 美奴賣松原 今称美奴賣者 神名 其神本居能勢郡美奴賣山 昔 息長帯比賣天皇幸于筑紫国時 集諸神祇於川邊郡内神前松原 以求礼福于時 此神亦同來集 曰吾亦護佑 彷彿論之曰 吾所住之山有須義乃木 宜伐採 爲吾造船 則乘此船而可行幸 当有幸福 天皇乃随神教遣命作船 此神船 遂征新羅 還來之時 祠祭此神於斯浦 并留船 以獻神 亦名此地 曰美奴賣

(出典 日本古典文学体系2『風土記』岩波書店・『兵庫県史 史料編 古代一』)

史料4 日本書紀

神宮皇后摂政元年二月条

爰伐新羅之明年春二月、皇后領群卿及百寮、移于穴門豊浦宮、即収天皇之喪、從海路以向京、時麿坂王・忍熊王、聞天皇崩、亦皇后西征、并皇子新生、而密謀之曰、今皇后有子、群臣皆從焉、必共議之立幼主、吾等何以兄從弟乎、乃詐爲天皇作陵、詣播磨興山陵於赤石、仍編船經于淡路嶋、運其嶋石而造之、則每人令取兵、而待皇后、於是、犬上君祖倉見別興吉師祖五十狹茅宿禰、共隸于麿坂王、因以爲將軍、令興東国兵、時麿坂王、忍熊王、共出菟餓野、而祈狩之曰、折狩、此云、于菟比羅利、若有成 事、必獲良獸也、一王各居假肢、赤猪忽出之登假肢、昨麿坂王而殺焉、軍士悉慄也、忍熊王謂倉見別曰、是事大怪也、於此不可待敵、則引軍更返、屯於住吉、時皇后聞忍熊王起師以待之、命武内宿禰、懷皇子、橫出南海、泊于紀伊水門、皇后之船、直指難波、于時 皇后之船、廻於海中、以不能進、更還務古水門而卜之、於是、天照天神誨之曰、我之荒魂、不可近皇后、当居御心廣田国、即以山背根子之女葉山媛令祭、亦稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽国、因以海上五十狹茅令祭、亦事代主尊誨之曰、祠吾于御心長田国、則以葉山媛之弟長媛令祭、亦表筒男、中筒男、底筒男、三神誨之曰、吾和魂宜居天津渟中倉之長峽、便因看、在來船、於是、随神教、以鎮坐焉、則平得度海、忍熊王復引軍退之、到菟道而軍之、皇后南詣紀

仁德天皇三十八年条

卅八年春正月癸酉朔戊寅、立八田皇女爲皇后、刊秋七月、天皇与皇后、居高臺而避暑、時每夜、自菟餓野、有聞鹿鳴、其声寥亮而悲之、共起可怜之情、及月尽、以鹿鳴不聆、爰天皇語皇后曰、当是夕而鹿不鳴、其何由焉、明日、猪名縣佐伯部貢獻苞苴、天皇令膳夫以問曰、其苞苴何物也、對言、牡鹿也、問之、何處鹿也、曰、菟餓野、時天皇以爲、是苞苴者、必共鳴鹿也、因語皇后曰、朕比有懷抱、聞鹿声而慰之、今推佐伯部獲鹿之日夜及山野、即當鳴鹿、其人雖不知朕之愛、以適逢爾獲、猶不得已而有恨、故佐伯部不欲近於皇居、乃令有司、移鄉于安藝淳田、此今淳田佐伯部之祖也、俗曰、昔有一人、往菟餓、宿于野中、時二鹿臥傍、將及鷄鳴、牡鹿謂牝鹿曰、吾今夜夢之、白霜多降之覆吾身、是何祥焉、牝鹿答曰、汝之出行、必爲人見射而死、即以白塩塗其身、如霜素之心也、時宿人心裏異之、未及味爽、有獵人、以射牡鹿而殺、是以、時人諺曰、鳴牡鹿矣、随相夢也、(出典 日本古典文学体系『日本書紀』岩波書店・『兵庫県史 史料編 古代一』)

史料5 法隆寺伽藍縁起并流記資財帳

(前略)

撰津国菟原郡参拾壹町陸段式栢捌拾捌步
播磨国揖保郡二伯壹拾玖町壹段捌拾式步

(田脱力)

右播磨田、小治大宮御レ宇、天皇戊午年四月十五日、

請レ上宮聖徳法王乎、令レ講レ法華勝鬘等經一而、布

施奉地五十万代、即納賜者之中、十万九千五百六十一東式把代

成町式百十九町一段八十式步

合陸地壹千玖伯式拾玖町玖段柒拾陸步式尺肆寸

園地参拾壹町式段

(中略)

撰津国雄伴郡宇治郷宇奈五岳壹地

東限歌奈刀川 南限加須多池
西限凡河内寺山 北限伊米野

(中略)

合池陸塘

大倭国群郡寺辺二塘 河内国和泉郡野一塘 撰
津国菟原郡宇治郷一塘 播磨国揖保郡佐次山池一塘

合処処庄肆拾陸処

合庄庄倉捌拾肆口屋壹伯拾壹口

(中略)

撰津国伍処 西成郡一処 武庫郡一処
河邊郡一処 雄伴郡一処

播磨国参処 明石郡一処 賀古郡一処
揖保郡一処

(出典『兵庫県史 史料編 古代一』)

史料6 平家物語

卷第四 還御

六日は供奉の人々、いま一日も宮こへとくと急がれ
けれども、新院御逗留あつて、福原のところどころ
歴覽ありけり。池の中納言頼盛卿の山庄荒田まで御
覽ぜらる。

卷第九 熊谷・平山二一の駆

熊谷は、褐の直垂に、黒糸緘の鎧着て、紅の母衣か
けて、「権田栗毛」といふ馬に乗り、嫡子の小次郎
は、沢瀉をひと摺り摺つたる直垂に、伏縄目の鎧着
て、黄瓦毛なる馬にぞ乗つたりける。旗差は、麴塵
の直垂に、小桜を黄にかへしたる鎧着て、「西楼」
といふ白月毛なる馬にぞ乗つたりける。主従三騎う
ちつれて、一の谷をば弓手に見なし、馬手へあゆま
せ行くほどに、年来人もかよはぬ「田井の畑」とい
ふ古みちをとほりて、播磨路の波うちぎはへぞうち
出でたる。

(梶原正昭・山下宏明校注『平家物語』1999年 岩波書店)

史料7 続日本紀卷六 聖武天皇天平六年三月

丁丑。陪從百官衛士已上。并造難波宮司。国郡司。

楽人等。賜レ録有レ差。免下供二奉難波宮二東西二郡今

年田租調。自余十郡調上。

(出典『国史体系』吉川弘文館)

史料8 住吉大社神代記

(前略)

一河邊郡為奈山 別名、坂根山

四至 限東為奈川井公田、限南公田、
限西御子代田境山、限北公田并羽東園界

右杣山河領掌之由同二上解一但河邊・豊嶋兩郡内山惣

号二為奈山一、別号坂根山昔大神誅二土蛛一宿二寝坂上、仍号二

坂寝山一山内有二宇柵野一、天皇遣二采女一令レ採二柏葉一

因号二采女山一、今謂宇柵野御子代国 今謂武庫郡

(中略)

以前、神代記、己未年秋七月朔丙子、注進、大山下
右大弁津守連吉祥、以二大宝二年壬寅八月廿七日壬辰
一定給引勘、奉レ充御田三町四段百四十卅步、凡田二
町、忍海二百十步、菟原郡一町三段二百九十步、元
名雄伴国、御封被レ寄三百卅四戸、但一百戸、田二百五
十町在二筑前国二右御封、穴戸豊浦宮御宇天皇、并石寸
應栗宮、池邊並槻宮、奈良宮等御宇天皇御世、被レ奉
レ寄也、

以前、御大神顕坐神代記、引下勘己未年七月朔丙子、
注進、大山下右大弁津守連吉祥、去以二大宝二年壬
寅八月廿七日壬辰一定給本縁起等、上依二宣旨一具勘注、
所二言上二如以件 謹以解、

天平三年七月五日 神主從八位下津守宿祿「嶋麻呂」

遣唐使神主正六位上津守宿祿「客人」

(出典『兵庫県史 史料編 古代一』)

史料9 行基年譜

天平二年

(前略)

船息院二月廿五日起、

尼院

已上二院同国兔原郡宇治郷、

(後略)

天平十三年

天平十三年辛巳記云、辛巳記云ハ 延暦廿三年三月十九

日所司記云云

(中略)

嵯陽上池

同 下池

院前池

中布施尾池

長江池

已上並五所河邊郡山本里

有部池在豊嶋郡箕丘里

已上六所在「撰津国」

(六之)

溝七所

(中略)

嵯陽上溝 長一千二百丈 廣六尺 深四尺

在「撰津国河邊郡山本里」

同下池溝 長一千二百丈 廣六尺 深六尺

船息二所

大輪田船息 在「撰津国兔原郡宇治」

(中略)

布施屋九所 見三所 破損六所云云

(中略)

嵯陽布施屋 在「河邊郡嵯陽里」

(後略)

(出典『兵庫県史 史料編 古代一』)

史料10 延喜式

菟原郡三座並小

河内国魂神社

八部三座大一座 小二座

生田神社名神大、月炊相生舊新嘗

汶賣神社

(出典『国史体系』吉川弘文館)

史料11 和名類聚抄 大東急本

撰津国郷第七十二

河邊郡

雄家乎倍

餘戸

武庫郡

賀美

曾祢

有馬郡

春木波留

忍壁於之加倍 在上下

菟原郡

賀美

葦原

布敷

津守

天城

覚美 佐才 住吉

八部郡

生田以之

宇治

神戸

史料12 和名類聚抄 高山寺本

卷第六 郷里部第一 撰津郷第七十二

河邊郡

武庫郡

有馬郡

菟原郡

八部郡

津守

賀美

曾祢

雄田

石井

武庫

為奈

楊津

山本

雄家

戸

賀美

児屋

武庫

石井

曾祢

津門

廣

田

雄田

幡多

羽束

大神

忍壁於之加倍 有上下

布敷

天城

津守

覚美

佐

賀美

葦屋

住吉

介

宇治

神戸

八部

長田天長九年割菟原郡為八部郡

第2節 里名について

初め「長」と書き、後に「中」に訂正している。これに従えば、本例は「中富里」と「長富里」の2様の表記があったことを示している。

東野治之氏は、諸国の郡名等に見られる那珂・那賀に「長」と「仲」の2様の表記があることを指摘されている。すなわち、伊豆国那賀郡は藤原宮木簡に「仲郡」、神武紀に「仲国造」があり、常陸国那賀郡は藤原宮木簡に「仲郡」、延喜式に「仲神社」とある。これに対して、阿波国那賀郡は允恭14年紀には「長邑」、勝宝2年4月4日優婆塞貢進文に「長郡」と表記されている。

上記のように那珂・那賀に「長」と「仲」の2つの表記があるということだけで、「中富里」と「長富里」の2つの表記が存在した直接的な説明にはならない。しかし、仮に「中富里」のもともとの表記が「那賀富里」であったと考えたらどうであろうか。諸国の郡名等に見られる「那賀」に「長」と「仲」の2様の表記があるように、「那賀富里」に「なかとみのさと」と「ながとみのさと」の2通りの読みが行なわれ、その延長線上に「中富里」と「長富里」の2様の表記が存在したと考えるのである。

万葉仮名に用いられる「賀」は清音専用の字体であるが、古事記では濁音専用字体として用いられており、「か」・「が」の清濁の両音韻をもつ。全国の郡名の「那賀」の読み「なか」と「なが」の2通りがあるのはこの「賀」の字体に清濁の音があることに起因すると思われる。従って、「那賀富里」と表記した場合、「なかとみ」と読む場合(人)もあれば「ながとみ」と読む場合(人)もあろう。それが「中富里」と「長富里」の2様の表記につながったと考える。

「那賀」にかかる読み方の混用例として、近年まで存続していた和歌山県「那賀郡」をあげる。紀伊国「那賀郡」の読み方は「ながぐん」であり、『続日本紀』大宝3年5月の条にも「奈我郡」と見える。ところが、天平17年9月21日の正倉院丹裏古文書に「紀伊国那名(加カ)郡」、嘉承2年1月25日の官宣旨案に「那河郡」の表記が見える。この場合、字音通りでは「なか」であろう。「賀」の誤記の可能性もあるが、いずれにしても「賀」の読みについて清濁の判断の難しいことが根本的な背景にある。

「那賀富里」から「中富里」と「長富里」への改称については『延喜式』民部上の規定が背景にあるものと考えたい。『延喜式』民部上では諸国部内の郡里名は2字を用い必ず嘉名をとれと規定されている。この条は和銅6年(713)の「畿内七道諸国郡郷名着_二好字_一」の官命が淵源とされており、和銅6年時点で2字に統一する意図があったことが指摘されている⁽³⁰⁾。従ってこの官命より「那賀富里」の3字表記を公的に「中富里」の2字表記に改めたとは考えられないだろうか。そして、「中富里」の2字表記に改字後も、従前の通り、「なかとみのさと」と「ながとみのさと」の両方の読みが存在し、「長富里」と表記する場合もあったのではないかと考える。憶測に憶測を重ねることになるが、「長」と書き、後に「中」に訂正したのはそのような背景があったものと理解したい。

「中(長)富里」については『和名類聚抄』にはみえない。大田町遺跡は『和名類聚抄』に記載の「長田郷」の地であり、「中富里」は「長田郷」の前身と思われる。里名は、里を構成する村のうちの中心となる村の名で記したと想定されていることから「中富村」が里の中心であったと思われる。また、『神功紀』に「吾欲干御心長田国」とあるが、「長田国」の实体は「長田村」と思われ、「中(長)富村」とともに「中(長)富里」を構成する村の1つであったと推定される。「長田村」は神戸市長田区の長田神社周辺の地と考えて間違いない。この長田神社の東隣には上沢遺跡がある。この上沢遺跡は大田町遺跡とともに、当該地域での7世紀から8世紀にかけての代表的遺跡であり、「中富村」と「長田村」の2つの有力村の存在は考古学的にも裏付けられる。後の「長田郷」の名称はこの「長田村」の村名に由来するも

のであるが、古くは「中富村」から里長を出し、後に「長田村」から里長を出すようになり、この段階で里（郷）名が「長田」に固定したと思われる。上沢遺跡は「雄伴郡衙」の推定地であり、「中富」から「長田」へ里（郷）名の固定は「雄伴郡衙」の成立を契機としたと考える。

第3節 「荒田部直徳□」について

報告書では「荒田直□□」とし、刻書人物名を和泉国の陶邑地方に盤踞した「荒田直」の同族と考えた。しかしながら、第2章で述べた通り、「荒田」と「直」の間に「マ」という字体が判読できるとし、「荒田マ（部）直徳□」の見解が示された。これにより、人物名を「荒田部直徳□」として検討し直す必要性が生じた。「荒田部」については、文献史料にはみえないが、奈良文化財研究所の木簡データベースにその姓をもつ人物を見いだすことができる。同データベースで見出せる人物名は、飛鳥池遺跡出土木簡の「荒田部首羊」、平城京左京二条二坊S D5300出土木簡の「荒田部君万呂」の2名のみである。このうちの1名は「首」姓をもつ。山尾幸久氏は「直」は「首」・「造」はなどとともに区分された一定の集団を率いて王に仕える首長の職務上の地位を示す職名的称号であり、また、7世紀前半に全国化した屯倉(官家)姓支配においてコホリヤその現地管理職のアタヒが広汎に出現したと述べられている⁽³¹⁾。従って「荒田部直徳□」は大化前代に「官家」「郡県」を領有統治した首長の系統を引く郡領級人物で、当該地古来の郡領家の一族と推定される。

第3章第2節で述べた通り、当地域には2つの有力な村がある。1つは「中（長）富村」であり、あと1つは「長田村」である。「長田村」は『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』に見える凡河内寺（山）の存在から凡河内氏の勢力下にあったと考えられることから、「中（長）富村」に基盤をもつ「荒田部直」氏と「長田村」に基盤をもつ「凡河内」氏の2つの古代有力氏族が存在していたことになる。「直」姓の氏称には、某部や「海」や「山」その他に王に仕える職名らしきものもあるが、地名が多いことが指摘されている⁽³²⁾。そうであるならば、「荒田部」は「荒田」という地名に由来するとも考えられるが、「荒田郡」そのものの名称の由来も不明であり、果たして地名に由来するかどうかは即断できない。ただ、飛鳥池遺跡出土木簡の「荒田部首羊」などの存在から、地名の「荒田」を氏称とした「荒田部」氏の同族あるいは子孫と考えれば、必ずしも当該地の地名にこだわる必要はないかもしれない。いずれにしても「荒田部直」は初見の氏名であり、現時点ではその出自については不明である。

第4章 大田町遺跡の性格と周辺の遺跡

第1節 大田町遺跡周辺の官衙遺跡群

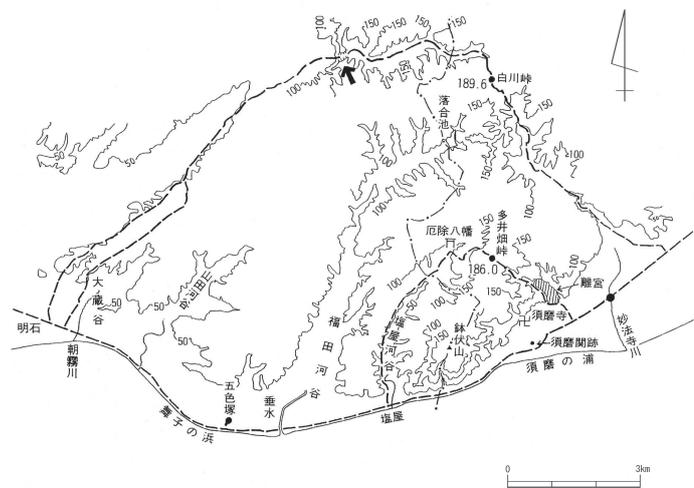
大田町遺跡ならびに当該地周辺では大田町遺跡発掘調査以後に発掘調査が数多く行なわれ、いくつかの官衙遺跡群の存在が明らかとなっている。谷正俊氏は旧八部郡内における8世紀から9世紀代の3つの官衙遺跡群をとりあげ論考している。この3つの官衙遺跡とは神戸市兵庫区上沢遺跡、長田区御蔵遺跡、須磨区大田町遺跡である。上沢遺跡は雄伴郡衙の可能性が高いとし、奈良時代末から平安時代初期にかけて御蔵遺跡に郡衙機能が移ったと考えている。そして当該の大田町遺跡は須磨駅家の可能性を求めている⁽³³⁾。

上沢遺跡の北に室内遺跡（房王寺遺跡）がある。川原寺式の鋸歯文縁複弁八葉花文軒丸瓦が出土したと伝えられており、古代寺院跡あるいは郡衙の付属寺院と考えられている。『法隆寺伽藍縁起井流記資財帳』の宇治郷宇奈五岳の西限に凡河内寺山の記載があり、室内遺跡（房王寺遺跡）はこの「凡河内寺（山）」に該当しよう。凡河内寺はその名が示す通り、凡河内氏に関係した寺院と思われる。これを郡寺とするならば、「雄伴郡衙」の所在地は凡河内氏と関係が深いことになる。

それでは「荒田郡衙」の所在地はどこにあるのか。やはり、現荒田町付近での所在が妥当と思われるが、該当する遺跡は未発見である。ただ、福原遷都での平氏一門の屋敷地が荒田町付近に存在してことからわかるように、立地条件としては良好である。明確な遺構は少ないが、楠・荒田町遺跡でまとまった奈良前期の遺物を包含した土坑などが発見されており、荒田郡衙が存在していた可能性はある⁽³⁴⁾。

第2節 大田町遺跡の性格

大田町遺跡に関してはこの時期の当遺跡の性格を知る上で、特徴的な出土遺物として硯類がある。硯類が特定の限られた階層の使用物であるとするならば、本遺跡は官人層に関係した遺跡とみることができる。円面硯の所持者と思われる「荒田部直徳□」は「直」姓をもつ郡領級の人物であり、里長に任用されるような身分ではなく、本遺跡は「五十戸家」「里御宅」とも考えにくい。「荒田部直徳□」が自身の居住地の里名までを記しているところを見ると、官衙というよりも「荒田部直徳□」という人物の居館の可能性が高い。郡衙の新設にあたって、豪族の私宅が転用された例のあることが指摘されているが、当遺跡は郡衙の所在地としては位置的に西に寄りすぎており、その可能性は低い。但し、大田町遺跡全体を俯瞰した場合、官衙域の可能性は高く、谷正俊氏は大田町遺跡が須磨駅の可能性があることを述べている。大田町遺跡の前を走る主要地方道神戸明石線は古代山陽道と推定され、第2次～第4次発掘調査において、神戸明石線に沿った古代山陽道の側溝と考えられる溝が発見されている点は注目されてよいが、平安前期にはその機能が失われてい



「歴史の道調査報告書第2集 山陽道（西国街道）」1992年 兵庫県教育委員会

第11図 摂津・播磨国境の山陽道

⁽³⁵⁾る。また、古代山陽道のうち、須磨から明石に向かうルートについては、複数の意見に分かれている。1つは須磨からの海岸ルートを本道とし、多井畑を通るルートを迂回路説であり、あと1つは伊川谷ルート説である。筆者は報告書でも述べているように、須磨からの海岸ルートを本道とする説は、同ルートは人が往来できる地形ではなく、また、迂回路ルートの多井畑も平家物語に記載されているように年来人の通わぬ道であり(史料6)、ルートとしては認定しがたく、後者の説が妥当である。吉本昌弘氏が言うように従来の須磨駅推定地を須磨関と⁽³⁶⁾考え、須磨駅の位置を大田町遺跡周辺とし、当該遺跡の前を通過する道は厳密に言えば山陽道ではなく、須磨関に至る道と考える。

まとめにかえて

以上、大田町遺跡出土円面硯について検討してきた。冒頭でも述べたように当該円面硯については、平成5年度に刊行した報告書その内容を記した。その後、平成13年に兵庫県指定文化財の登録を受けた。登録にあたっては事前に有識者に銘文についての助言を受け、銘文の補正を行なった。また、有意義な助言も拝受したので、それらの新しい助言を含めて、早々に新銘文の公表を行なうつもりであったが、機会を逸し、今日に至った。それゆえに、今回の論考目的は、第1に左からの行取りを明らかにすること、第2に新釈文を公開すること、第3に新釈文を踏まえ、平成5年度に検討した銘文の内容について再検討を行なうことであった。

第1の左からの行取りの問題については、左側の文字に右側の文字の一部が被さっていることなどから、左からの書字方向は明らかであり、「郡名」の後に「里名」が続き、その後ろに人物名が続くという順序も左からの書字が妥当なことを示している。同時に左からの行取りの例も示した。

第2の銘文の釈文については、報告書での「荒田郡中富里荒田直□□」を旧釈文、「荒田郡・中〔長[×]〕富里荒田マ直徳□」を新釈文とし、今後は、新釈文を採用する。また、合わせて銘文の実測図も補訂している。

第3の新釈文を受けての銘文内容の再検討結果は以下の通りである。

「荒田郡」については、史料上初見の郡名であるが、当該地以外にその所在地が考えられず、「雄伴郡」と「菟原郡」の前身の郡名と考える。「雄伴郡」は天平6年の撰津国12郡に含まれ、その存在は「菟原郡」とともに天平初年まで遡り、両郡は「荒田郡」の分割により成立したと想定する。「荒田郡」の郡名の由来については不明である。

「中富里」については、「長」の文字を消して「中」の文字を刻んだことが明らかとなった。「長」から「中」への訂正の理由については、諸国の郡名等に見られる那珂・那賀に「長」と「仲」の2様の表記があるとことを参考にして、もとの里名表記が「那賀富里」であり、「なかとみ」と「ながとみ」と呼ばれていたことが背景にあったのではないかと推論した。但し、これはあくまでも「中富里」と「長富里」という2通りの里名表記の存在について解釈するための仮定に基づくやや強引とでもいえる推論であり、確実な証拠に基づくものではない。

人物名については、報告書では「荒田直□□」としていたが、新たな釈読により「荒田マ(部)直徳□」となった。「荒田部直徳□」については、「直」をもつことから在地の郡領級の人物であることは間違いないが、「荒田部」の名が見えるのは飛鳥池遺跡出土木簡の「荒田部首羊」、平城京左京二条二坊S D5300出土木簡の「荒田部君万呂」の2名のみで、その出自については現段階では不明と言わざるを得ない。

以上、大田町出土刻書円面硯について検討を行ってきた。本来は、大田町遺跡および関連遺跡群の遺構の検討など考古学的見地を踏まえた総合的な観点から言及すべきであったが、時間的な制約と自身の能力の限界もあり、中途半端な論の展開となってしまった。また、初見の史料であるゆえに、その解釈についてもやや強引な推論を展開する結果となったことは否めない。今後も機会があれば、もう一度、遺跡の評価も含めて検討したいと思う。

なお、本論作成にあたっては、山尾幸久・東野治之・榎英一・渡邊晃宏・山本崇・故高橋美久仁の各氏をはじめ多くの方々のご助言を頂いたことに深く感謝申し上げたい。また、本論で使用した図面等の作成については、佐々木誓子・柏原美音・杉村明美・森本貴子の各氏の手を煩わせた。厚くお礼申し上げます。

註

- (1) 森内秀造・山上雅弘『大田町遺跡発掘調査報告書』1993年 兵庫県教育委員会
森内秀造「神戸市須磨区大田町遺跡出土「荒田郡」銘硯について」1995年 『考古学雑誌』第80巻第2号
- (2) 『平成13年度指定兵庫県文化財調査報告書』2002年 兵庫県教育委員会
- (3) 『平成3年度 神戸市埋蔵文化財年報』1994年 神戸市教育委員会
- (4) 『平成6年度 神戸市埋蔵文化財年報』1997年 神戸市教育委員会
- (5) 谷正俊他『御蔵遺跡Ⅴ 第26・37・45・51次調査』2003年 神戸市教育委員会
- (6) 脚台末端部での復元径は28.4cmと30.4cmの値を示した。
- (7) 橋崎彰一「日本古代の陶硯」『小林行雄先生古稀記念論文集 考古学論考』1982年
- (8) 直近に透かしの存在が予想されるので、「荒田」が先頭行と考えているが、仮に次の透かしの位置までに空きスペースがあったとしても1行程度の幅しかなく、その場合は「津国」になろう。
- (9) 三辻利一元奈良教育大学教授の分析による。
- (10) 『陶邑Ⅱ』財団法人大阪文化財センター 1978年
- (11) 鎌田元一「郷里制の施行と霊亀元年式」『古代の日本と東アジア』1991年
- (12) 松田箭編『必携 五体字鑑』（柏書房）・大槻文彦『五體字類序』（西東書房）・佐野光一『木簡字典』に同じ字形の「荒」・「富」・「長」の字が紹介されている。
- (13) 黒田彰「孝子伝の研究」佛教大学鷹陵文化叢書5 2001年 思文閣出版（東野治之氏よりのご教示による）
- (14) 「飛鳥池遺跡の調査－第84次・87次」『奈良国立文化財研究所年報』1998－Ⅱ
石神遺跡（第16次）の調査『奈良文化財研究所紀要』2004年
『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』（18）2004年
- (15) 森岡隆「万葉歌を記した七世紀後半の木簡の出現」『書之美』2008年 日本書学研究会
- (16) 竹本見「万葉歌木簡一考－あさなぎ木簡－」『万葉古代学研究所年報』第7号 2009年
- (17) 醍醐寺5重塔の初層天井板の落書の左からの行取りについては、伊東卓治氏は墨縄等で区画線を入れる工人として左からの進行を示すと述べられている。（伊東卓治「初層天井板の落書」『醍醐寺5重塔の壁画』1959年 吉川弘文館）なお、東寺蔵の「真言七祖像」のうち唐代の官廷画家李眞等が五祖像の1つである恵果像に「恵果阿闍梨」と左横書きされているが、これは梵字の横書きに影響された可能性がある指摘されている。（大銅隆 「第11章 横書きと縦書きはどちらが効率的か」『文字・表記探求法』2002年 朝倉書店）
- (18) 八部郡荒田村と菟原郡葺合村の併合により神戸市制が敷かれており、市制発足当時の母体となった地域である。荒田村は豊臣氏蔵入地で元和元年幕府領となり、明治28年に兵庫区荒田町と生田区（現中央区）楠町に分かれている。「荒田」の地名の由来については、これまで『神功紀』と『応神紀』にみえる「荒田別」の居住地からとする説、『応神紀』にみえる「荒田郎女」（『応神紀』「木之荒田郎女」）の御名代からとする説、福原京建設に伴う新たな開墾に由来するとする説、湊川の氾濫による荒れ地の意味からとする諸説がある。
- (19) 『律書残篇』には摂津国の郡数が12郡と記されている。
- (20) 『住吉大社神代記』については、坂本太郎氏の元慶3年（879）以後の造作説と田中卓氏の天平3年（731）原撰・延暦初年書写説がある。摂津国の郡名では有馬郡・豊島郡・菟原郡は郡名が表記されているのに対して、能勢郡・武庫郡は「能勢国」・「武庫国」と国名表記されている。能勢郡は和銅6年（713）に河辺郡から分郡の形で立郡している。武庫郡に関しても摂津国所

- 郡よりも遅れて立郡したものと考えたい。なお、為奈山の四至について、西堺が武庫国であったと記載されている。(史料9)
- (21) 『撰津国風土記』逸文に「集二諸神祇於川邊郡内神前松原一」(史料4-3)とある。「神崎松原」は神崎川の河口付近で、武庫郡雄田郷の地でもあるが、この逸文では「川(河)辺郡」に属している。
- (22) 『延喜式』では武庫郡内の大国主西神社(西宮神社)が菟原郡に所属
- (23) 仁徳天皇三十八年紀に同様の話がある。史料5参照
- (24) 高橋明裕氏は都賀川流域を「菟餓野」に比定されている。高橋明裕「菟餓野と夢野」『神戸・阪神間の古代史』2011年 神戸新聞出版センター
- (25) 雄伴郡宇治郷宇奈五岳の四至は、東限が彌奈刀川(古湊川)、西限が凡河内寺(現房王寺遺跡)、北限が伊米野(現夢野)、南限が加須加多池と記載されている。
- (26) 『住吉大社神代記』では「菟原郡」と「雄伴郡」の郡界が古湊川である。『和名抄』では「生田郷」が「八部郡」、「布敷郷」が「菟原郡」に所属しており、旧生田川を「八部郡」と「菟原郡」の郡界とするのに対して、『延喜式』ではそれより東の神戸市灘区岩屋に所在する汶壳神社(敏馬神社)が八部郡に所属しており、都賀川付近を郡界としている(史料10)。
- (27) 邨岡良弼「雄伴郡考」『歴史地理』第3巻第10号 1901年
(『類聚国史』卷廿八淳和天皇弘仁十四年四月壬子。改大伴宿祢。為伴宿祢。觸諱也。)
- (28) 室内遺跡・上沢遺跡などの官衙遺跡が発見されている。(第4章 参照)
- (29) 東野治之「書評 井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』(上)」史学雑誌第89編第8号 1980年
- (30) 虎尾俊哉編『延喜式』中 2007年 集英社(補注757頁4)
- (31) 山尾幸久『カバネの成立と天皇』吉川弘文館 平成10年
- (32) 註(30)に同じ
- (33) 谷正俊他『御蔵遺跡Ⅴ 第26・37・45・51次調査』2003年 神戸市教育委員会
上沢遺跡は7世紀から13世紀にかけての遺跡で、白鳳～奈良時代の瓦や塑像台座・銅炉壁片・帯金具・銅椀が出土している。白鳳・奈良期の寺院跡と推定される室内遺跡(房王寺址)に隣接している。御蔵遺跡は8世紀から12世紀にかけての遺跡で、朱のついた軒平瓦・「大殿」の墨書曲物・帯金具・硯・越磁・三彩・銅椀が出土している。当該の大田町遺跡は7世紀から10世紀にかけての遺跡で、当該円面硯や鍛冶関連遺物・鍍金製品が出土している。
- (34) 吉識雅仁他『楠・荒田町遺跡Ⅱ』2008年 兵庫県教育委員会
- (35) 溝の埋没後に須恵器甕を転用した井戸が構築されている。井戸内から平安前期の遺物が出土しており、少なくとも平安前期には溝は埋没していたと考えられる。
- (36) 吉本昌弘「播磨国明石駅家・撰津国須磨駅間の古代駅路」『歴史地理学』128号 1985年